

2020年6月11日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目17番3号

株 式 会 社 ひ ら ま つ

代表取締役社長 陣 内 孝 也

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号

ザ スtrings 表参道

（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第38期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第 1 号議案 取締役 6 名選任の件

第 2 号議案 監査役 1 名選任の件

第 3 号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 議決権行使についてのご案内

（１）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年 6 月 25 日（木曜日）午後 6 時までに到着するようご返送ください。

（２）インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（４頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2020年 6 月 25 日（木曜日）午後 6 時までに行使してください。

（３）書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。
インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hiramatsu.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
 - ・議決権行使書用紙による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
 - ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます)
 - ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
 - ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
 - ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hiramatsu.co.jp/>) に掲載させていただきます。

当日ご出席の株主さまへのお土産は、予定しておりません。 何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
--

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2020年6月25日（木曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛てにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

〔電話〕 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

以上

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高9,887百万円（前年同期比9.7%減）、営業損失24百万円（前年同期は営業利益740百万円）、経常損失39百万円（前年同期は経常利益663百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失1,953百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益75百万円）となりました。

当社を取り巻く経営環境につきましては、レストラン、ブライダル、ホテルのいずれにおいても度重なる自然災害の発生や競争の激化、低価格志向、労働力の不足等の影響による厳しい経営環境が続いたことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛及びイベント等の中止要請の影響を受け、多くの婚礼延期に加え、パーティや法人接待など多数のキャンセルが発生したことにより、売上高、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益が前年同期実績を下回る結果となりました。

また、第3四半期連結累計期間において計上した減損損失に加え、足元の新型コロナウイルス感染症拡大の影響も含んだ将来の回収可能性を検討した結果、減損損失は、9店舗に対して1,975百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は5,049百万円でありました。その主なものは、レストラン及びホテル事業に関する固定資産の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に2,999百万円の社債発行、及び2,400百万円の借入実行をした一方で、長期借入金3,508百万円の返済を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 35 期 (2017年 3 月期)	第 36 期 (2018年 3 月期)	第 37 期 (2019年 3 月期)	第 38 期 (当連結会計年度) (2020年 3 月期)
売 上 高(千円)	11,507,884	11,642,461	10,948,899	9,887,175
経常利益又は経常損失(△)(千円)	1,911,907	1,521,284	663,490	△39,451
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)(千円)	1,115,017	1,066,066	75,393	△1,953,721
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	31.69	25.43	1.73	△45.25
総 資 産(千円)	20,143,565	22,875,108	21,873,498	21,592,283
純 資 産(千円)	4,337,433	10,666,965	9,655,251	7,590,596
1株当たり純資産額(円)	123.78	236.07	221.57	173.25

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。
3. 第35期は、期中に順次開業した3つのホテルが本格稼働し高評価を得るなど、当社グループにとりまして重要かつ躍進的な年となりました。一方、新店の開業準備やレストラン競争力向上のための既存店改装及び人材強化の実施などにより減益となりました。
- 第36期は、ホテル事業が開業2年度を迎え、予想を上回る売上を達成した一方で、新規ホテルの開業準備を含めた新規出店費用の発生、既存店の改装ならびにリブランドなどの前向きな投資により利益率が低下し減益となりましたが、これらはいずれも当社の成長に必要な費用を積極的に負担したことによるものであります。
- 第37期は、レストラン事業は婚礼市場の変化・縮小などの影響による大幅な減収と、経営資源の効率化を目的とした2店舗の閉店と2店舗の譲渡、社会的課題である「働き方改革」の取組みとして定休日導入店舗を増やしたこと等により減収となりました。さらに、店舗閉鎖損失の計上及び、原材料費の高騰、ホテル事業推進に伴う設備投資、人手不足解消を目的とした人員確保に伴う非正規雇用増などが利益を圧迫し減益となりました。
- 第38期の業績の状況につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 当連結会計年度の事業の状況①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
HIRAMATSU EUROPE EXPORT SARL	328,996千円 (2,505千ユーロ)	100%	飲食材の輸出入 レストランの運営

(注) 資本金の()内は現地通貨で表示し、円貨換算は取得時の為替レートで算出しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

現在当社は、ここ数年のサービス業界をとりまく環境の変化を受け、ホテル・レストランにおける「働き方改革」の推進や、選択と集中による既存出店地の再考と人材再配置による経営資源の最適化、ホテル事業の推進と確立に向けた事業構造変革に努めております。段階的なホテル開発とホテル・レストランブランドの確立により、将来にわたる着実な企業価値拡大を目指します。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、過去にリブランドや改装を実施した店舗などのうち、当初の計画通りの適正な収益が確保できていない店舗について、第3四半期において投資簿価の将来の回収可能性を現在進めている構造改革を踏まえて検討した結果、8店舗について減損損失を計上するとともに、繰延税金資産の取り崩しを行いました。その後、2月中旬頃からの新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛要請により当社の売上に重要な影響が生じ、更に4月の政府による緊急事態宣言発出後は、政府及び地方自治体からの各種自粛要請を受け、当社は全てのレストランを当面の間原則休業とし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響をみつつ、順次再開することとしております。これらの新型コロナウイルス感染症拡大の影響も含んだ将来の回収可能性を検討した結果、追加で減損損失を計上するに至りました。その結果、財政状態が悪化し、当連結会計年度末において、金融機関との間で締結しているシンジケートローン契約に付されている財務制限条項に抵触しております。

このように当連結会計年度末においては、金融機関との間で締結しているシンジケートローン契約に付されている財務制限条項に抵触しており、また、当該感染症の収束及び外食需要の回復には一定期間を要し、業績に多大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

このような状況を解消するために、当期においてアドバンテッジアドバイザーズ株式会社とともに立ち上げたプロジェクトチームの下、新生ひらまつとしての経営基盤の強化と収益性の向上に伴う着実な企業価値拡大を早期に実現させるべく、当社グループの各事業分野の構造改革とともに採用や財務などの経営課題も含めた抜本的な改革を進めております。

金融機関に対しては、当社グループの状況を詳細に説明して現状を認識していただいた結果、シンジケートローン契約にかかる期限の利益喪失につき権利行使しないことについて合意を得ております。また、当面の運転資金については取引金融機関と総額27億円（2020年4月以降締結分14億円を含む）の当座貸越契約を締結しており、十分な運転資金を確保しております。

したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

レストラン・ホテルの経営及びこれらに付帯する一切の事業

(7) 主要な店舗及び営業所 (2020年3月31日現在)

レ ス ト ラ ン ひ ら ま つ レ ゼ ル ヴ	店舗：東京都港区
レ ス ト ラ ン ひ ら ま つ 博 多	店舗：福岡市博多区
ラ ・ フ ェ ッ ト ひ ら ま つ	店舗：大阪市北区
レ ス ト ラ ン M I N A M I	店舗：札幌市中央区
メ ゾ ン ポ ー ル ・ ボ キ ュ ー ズ	店舗：東京都渋谷区
ジャ ル ダ ン ポ ー ル ・ ボ キ ュ ー ズ	店舗：石川県金沢市
ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズ ミュゼ	店舗：東京都港区
ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズ 銀座	店舗：東京都中央区
ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズ 大丸東京	店舗：東京都千代田区
ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズ 博多	店舗：福岡市博多区
オーベルジュ・ド・リル ナゴヤ	店舗：名古屋市中村区
オーベルジュ・ド・リル トーキョー	店舗：東京都港区
オーベルジュ・ド・リル サッポロ	店舗：札幌市中央区
サ ン ス ・ エ ・ サ ヴ ー ル	店舗：東京都千代田区
フ ィ リ ッ プ ・ ミ ル 東 京	店舗：東京都港区
リ ス ト ラ ン テ A S O	店舗：東京都渋谷区
ア ル ジ ェ ン ト	店舗：東京都中央区
代 官 山 A S O チ ェ レ ス テ ニ 子 玉 川 店	店舗：東京都世田谷区
代 官 山 A S O チ ェ レ ス テ 日 本 橋 店	店舗：東京都中央区
カフェ&トラットリア ミケランジェロ 広尾 (旧 カフェ・デ・ブレ)	店舗：東京都港区
リ ス ト ラ ン テ K u b o t s u	店舗：福岡市中央区
リ ス ト ラ ン テ ル ・ ミ デ ィ ひ ら ま つ	店舗：大阪市北区
リ ス ト ラ ン テ オ ル ケ ス ト ラ ー タ	店舗：奈良県奈良市
THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 賢 島	店舗：三重県志摩市
THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 熱 海	店舗：静岡県熱海市
THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 仙 石 原	店舗：神奈川県箱根町
THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 宜 野 座	店舗：沖縄県国頭郡
THE HIRAMATSU 京 都	店舗：京都市中京区
オーベルジュ・ド・ふれざんす 桜井	店舗：奈良県桜井市
本 社	東京都渋谷区

(注) ジャルダン ポール・ボキ्यूーズはカフェ&ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズを、ブラッスリ

ー ボール・ボキューズ ミュゼはサロン・ド・テ ロンド、カフェ コキュー、カフェテリア カレを、レストランASOはカフェ・ミケランジェロを併設しております。
2019年4月、カフェ・デ・ブレはリブランドによりカフェ&トラットリア ミケランジェロ 広尾となりました。

(8) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部	使用人数	前連結会計年度末比増減
レストラン事業部	565 (77) 名	△37 (+25) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
563 (77) 名	△37 (+25) 名	31.9歳	6.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社京都銀行	1,748,000千円
株式会社三井住友銀行	1,360,000千円
株式会社みずほ銀行	1,180,200千円
株式会社北國銀行	1,116,694千円
株式会社西日本シティ銀行	1,100,000千円
株式会社日本政策投資銀行	650,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	645,000千円
株式会社福岡銀行	325,000千円
株式会社第四銀行	300,000千円
株式会社八十二銀行	150,000千円
農林中央金庫	125,000千円
株式会社南都銀行	120,000千円
株式会社関西みらい銀行	90,000千円
日本生命保険相互会社	35,000千円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 180,000,000株
- ② 発行済株式の総数 48,604,200株（自己株式 5,430,239株を含む）
- ③ 株主数 25,229名（前事業年度末比493名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
平 松 博 利	5,250,100株	12.16%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,103,500株	4.87%
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	1,500,000株	3.47%
ひらまつ社員持株会	1,332,600株	3.09%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	752,700株	1.74%
平 松 慶 子	742,600株	1.72%
中 川 一	724,700株	1.68%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	658,900株	1.53%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	600,000株	1.39%
株 式 会 社 ヨ ッ ク モ ッ ク ホ ール デ ィ ン グ ス	600,000株	1.39%

（注）1. 当社は、自己株式を5,430,239株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2020年3月31日現在)

株 式 会 社 ひ ら ま つ 第 4 回 新 株 予 約 権		
発 行 決 議 日 (取 締 役 会 決 議 日)	2017年2月23日※	
新 株 予 約 権 の 数	3,770個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と な る 数	普通株式 377,000株	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	無償	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新 株 予 約 権 1 個 当 たり 1 株 当 たり	68,100円 681円
新 株 予 約 権 の 権 利 行 使 期 間	2019年3月1日から 2027年2月28日まで	
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	(注)	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新 株 予 約 権 の 数 : 1,850個 目 的 と な る 株 式 数 : 185,000株 保 有 者 数 : 4人(注)

※ 株主総会決議日 2016年6月24日

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（他社に外向している従業員を含む。）であることを要する。ただし、関係会社への外向、又は定年退職等当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は、本総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、当該新株予約権を行使することができる。
3. その他の条件については、本総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
4. 取締役1名に付与している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものである。

株 式 会 社 ひ ら ま つ 第 5 回 新 株 予 約 権		
発 行 決 議 日 (取 締 役 会 決 議 日)	2018年4月13日※	
新 株 予 約 権 の 数	5,280個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式	528,000株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	無償	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新 株 予 約 権 1 個 当 たり 1 株 当 たり	51,600円 516円
新 株 予 約 権 の 権 利 行 使 期 間	2021年5月1日から 2028年4月30日まで	
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	(注)	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新 株 予 約 権 の 数 : 1,660個
		目 的 と な る 株 式 数 : 166,000株
	監 査 役 (社外監査役を除く)	保 有 者 数 : 4人(注)
		新 株 予 約 権 の 数 : 100個
		目 的 と な る 株 式 数 : 10,000株
		保 有 者 数 : 1人

※ 株主総会決議日 2017年6月23日

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（他社に出向している従業員を含む。）であることを要する。ただし、関係会社への出向、又は定年退職等当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は、本総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、当該新株予約権を行使することができる。
3. その他の条件については、本総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
4. 取締役1名に付与している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものである。

② その他新株予約権等に関する重要事項

当社は、2019年8月9日開催の当社取締役会において、第三者割当の方法による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことについて決議しており、2019年8月30日に払込が完了しております。

募集の概要

(1)	払 込 期 日	2019年8月30日 本新株予約権付社債を割り当てる日は2019年8月30日とする。 但し、本社債の払込金額が払込期日に払い込まれることを本新株予約権付社債の割当の条件とする。
(2)	新 株 予 約 権 の 総 数	49個
(3)	社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	6,779,606株
(5)	調 達 資 金 の 額	1,999,984,000円（差引手取概算額：1,986,984,000円）
(6)	行 使 価 額 又 は 転 換 価 額	1株当たり295円
(7)	募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法による。
(8)	割 当 予 定 先	投資事業有限責任組合インフレクションII号C
(9)	そ の 他	当社は、割当予定先との間で2019年8月9日付で締結する引受契約（以下「本引受契約」という。）において、本新株予約権の行使について以下のとおり合意した。なお、本新株予約権を割当予定先に割り当てる日は2019年8月30日とする。 （1）割当予定先は、2019年8月30日から2020年8月29日までの期間は、本新株予約権を行使できない。 （2）（1）にかかわらず、①当社の各事業年度に係る単体又は連結の損益計算書に記載される営業損益が2期連続して損失となった場合、②当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件が成就していなかったことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合には、割当予定先は、その後いつでも本新株予約権を行使できる。また、当社は、本払込期日から2024年8月29日までの間、割当予定先の事前の書面による同意なく、株式等を発行又は処分してはならない旨及び本払込期日から2024年8月29日までの間、第三者に対して、株式等を発行又は処分しようとする場合、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとする。

（注）当該無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項に規定された転換価額の修正条項の適用により、2020年2月28日付で転換価格が295円に修正されております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	陣内孝也	HIRAMATSU EUROPE EXPORT SARL 社長
代表取締役副社長	服部亮人	—
取締役	中谷一則	—
取締役	大沢祐子	—
取締役	熊谷信太郎	熊谷総合法律事務所 所長
取締役	額賀古太郎	株式会社ぬかが 代表取締役
取締役	楠本正幸	NTT都市開発株式会社 代表取締役副社長 CDO UDホスピタリティマネジメント株式会社 代表取締役社長 NTTアーバンソリューションズ株式会社 取締役副社長
取締役	青柳正規	東京藝術大学特任教授 山梨県立美術館長 学校法人多摩美術大学理事長
取締役	古川徳厚	アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 取締役/プリンシパル 株式会社エムビーキッチン 社外取締役 株式会社Eストアー 社外取締役 アークランドサービスホールディングス株式会社 社外取締役 日本パワーファスニング株式会社 社外取締役
常勤監査役	鈴木保夫	—
監査役	唐澤洋	公認会計士税理士唐澤洋事務所 代表
監査役	岩田美知行	レイセントグループ株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役熊谷信太郎氏、額賀古太郎氏、楠本正幸氏、青柳正規氏及び古川徳厚氏は、社外取締役であります。
2. 監査役唐澤洋氏及び岩田美知行氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役楠本正幸氏、青柳正規氏は、2019年6月25日開催の定時株主総会において選任され、同日就任いたしました。
4. 社外監査役岩田美知行氏は、2019年6月25日開催の定時株主総会において選任され、同日就任いたしました。
5. 監査役江頭啓輔氏は、2019年6月25日開催の定時株主総会終結のときをもって任期満了により退任いたしました。
6. 取締役大沢祐子氏、古川徳厚氏は、2019年10月15日開催の臨時株主総会において選任され、同日就任いたしました。
7. 社外取締役永露英郎氏は、2019年10月15日開催の臨時株主総会終結のときをもって辞任いたしました。
8. 当社は、取締役熊谷信太郎氏、額賀古太郎氏及び青柳正規氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社が各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役と締結した責任限定契約の概要は次のとおりであります。

（責任限定契約の内容の概要）

会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合、法令に定める最低責任限度額を以て、賠償責任の限度とする。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 （うち社外取締役）	9名 (5)	67,056千円 (13,800)
監 査 役 （うち社外監査役）	3名 (2)	16,732千円 (6,300)
合 計 （うち社外役員）	12名 (7)	83,788千円 (20,100)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2000年12月22日開催の第18期定時株主総会決議において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2016年9月5日開催の臨時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、2017年2月23日及び2018年4月13日開催の取締役会の決議により、ストック・オプションとして取締役4名及び監査役1名が保有する新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役6,956千円、監査役432千円）を含んでおります。
4. 支給人員には期中で退任した取締役1名を含んでおります。なお、期末在籍の取締役1名及び期中に退任した監査役1名は無報酬であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役熊谷信太郎氏は、熊谷総合法律事務所の所長であります。当社は熊谷総合法律事務所の他の弁護士と法律顧問に関する契約を締結しております。
- ・取締役額賀古太郎氏は、株式会社ぬかがの代表取締役であります。なお、当社と株式会社ぬかがとの間には、固定資産の購入取引等があります。
- ・取締役楠本正幸氏は、NTT都市開発株式会社の代表取締役副社長CDO、UDホスピタリティマネジメント株式会社の代表取締役社長及び、NTTアーバンソリューションズ株式会社の取締役副社長であります。2015年にNTT都市開発株式会社と締結した資本業務提携以降、複数のホテル共同開発の実績がありますが、UDホスピタリティマネジメント株式会社及び、NTTアーバンソリューションズ株式会社との間には特別の関係はありません。

- ・取締役青柳正規氏は、東京藝術大学特任教授、山梨県立美術館長、及び学校法人多摩美術大学理事長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役古川徳厚氏は、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社の取締役/プリンシパル、株式会社エムピーキッチン^{（注）}の社外取締役、株式会社Eストア^{（注）}の社外取締役、アークランドサービスホールディングス株式会社の社外取締役、及び日本パワーファスニング株式会社の社外取締役であります。当社は、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社と事業業務提携の締結及び、同社がサービスを提供するファンドに対し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を割当てております。株式会社エムピーキッチン、株式会社Eストア、アークランドサービスホールディングス株式会社、及び日本パワーファスニング株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役唐澤洋氏は、公認会計士税理士唐澤洋事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役岩田美知行氏は、レイセントグループ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

ア．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 熊谷 信太郎	15回	100%	—	—
取締役 永露 英郎	7回	100%		
取締役 額賀 古太郎	15回	100%	—	—
取締役 楠本 正幸	12回	100%	—	—
取締役 青柳 正規	12回	100%	—	—
取締役 古川 徳厚	8回	100%	—	—
監査役 唐澤 洋	15回	100%	12回	100%
監査役 岩田 美知行	12回	100%	9回	100%

（注）1．取締役楠本正幸氏及び青柳正規氏は、2019年6月25日開催の第37期定時株主総会において選任され就任いたしましたので、2019年6月25日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

2．取締役古川徳厚氏は、2019年10月15日開催の臨時株主総会において選任され就任いたしましたので、2019年10月15日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

3. 監査役岩田美知行氏は、2019年6月25日開催の第37期定時株主総会において選任され就任いたしましたので、2019年6月25日以降に開催された取締役会及び監査役会への出席状況を記載しております。
4. 社外監査役江頭啓輔氏は、2019年6月25日開催の第37期株主総会終結のときをもって、任期満了により退任いたしました。
5. 社外取締役永露英郎氏は、2019年10月15日開催の臨時株主総会終結のときをもって辞任いたしました。

b. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役熊谷信太郎氏は、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識に基づき、法律の専門家として客観的立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役永露英郎氏は、多種の企業経営の経験に基づく視点から当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役額賀古太郎氏は、ギャラリー経営者として海外の経験が長く、国内外の富裕層の価値観の多様性や、食に対する意識の変化などの観点から当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役楠本正幸氏は、長年にわたり不動産事業を展開する企業の経営に携わり、豊富な経験と専門的な識見に基づく視点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役青柳正規氏は、文化庁長官や、大学等で教鞭をとるなど、高い専門性と豊富な経験に基づき、食を中心とした文化振興の観点から、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役古川徳厚氏は、豊富なコンサルティング経験に基づく視点から当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役唐澤洋氏は、企業会計に関する会計士としての経験と専門知識に基づき、会計の専門家として客観的立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役岩田美知行氏は、企業経営に関するコンサルティング業務を中心に高い専門性と幅広い業務経験の観点から、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるとともに、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績との比較、監査時間と報酬額との推移を確認した上で、当事業年度の監査予定時間と報酬額の相当性を検討した結果、会計監査人の報酬については監査の品質を維持向上していくための合理的水準であると判断し、同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について、2015年4月24日開催の取締役会において内容の一部改訂を決議しており、その概要は次のとおりです。

また、2017年1月26日に独立社外取締役を中心に構成するガバナンス委員会を設置し、当社グループの企業戦略やガバナンス体制について審議を行うとともに、当社や当社の株主共同の利益に適切な配慮がなされるよう審議し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めております。

- ① 取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規定は、取締役及び従業員が法令・定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。代表取締役は、繰り返しその精神を幹部社員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、その徹底を図るため、管理部にコンプライアンス責任者を設置すると共に、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同部を中心に幹部社員を中心とした教育等を行う。

内部監査担当は、管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は適宜取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

取締役及び従業員が法令上疑義のある行為等について発見した場合には、速やかにコンプライアンス責任者に報告する体制を確立する。

また、取締役の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待し、取締役会に少なくとも1名以上の社外取締役が在籍するようにする。

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会で承認をした文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文章等を閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社におけるコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。

ただし、組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的な対応は管理部が行うものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、原則として月1回を基本として取締役会を開催するが、必要に応じて機動的に臨時取締役会を行い、重要事項については迅速に意思決定を行うものとする。また、執行役員を含む幹部社員が参加する経営推進会議等を定期的に開催し、取締役会での決定に基づいた業務執行に関する指示・伝達を行うものとする。

業績目標については、取締役及び従業員が共有すべき全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標に向けて各部門が実施すべき具体的な

目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を定める。そして、ITを活用したシステム等により、その結果が迅速にデータ化され、取締役が定期的にその結果をレビューできる体制とする。効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促し、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するものとする。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は「関係会社管理規程」その他関連規程を定め、子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うことを義務付けるものとする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的、統括的に管理するものとする。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させるものとする。

(4) 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ各社全体の内部統制を担当する部門を管理部とし、グループ会社各社における内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。また、当社は、子会社の事業内容や規模に応じて監査役を配置し、内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させるものとする。

(5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の監査役会及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査するものとする。

⑥ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会の職務を補助する専任者は設置しないが、必要に応じて監査役会の業務補助のための監査役スタッフを任命することとする。その人事については監査役会の意見を尊重した上で取締役と監査役会の協議により決定するものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保し、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役会に係る業務を優先して従事するものとする。

⑦ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

当社の取締役及び従業員は、監査役に対して、法令の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告するものとする。

報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役及び監査役との協議により決定する方法によるものとする。

(2) 子会社の役員及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の監査役及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

子会社の役員及び従業員は、監査役に対して、法令の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告するものとする。また、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。

⑧ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

コンプライアンス規程に基づき、監査役会への報告を理由に当該報告者に不利益を及ぼさない体制を整備するものとする。

⑨ 監査役会の職務の遂行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役会の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑩ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、定期的に取り締役及び監査法人とそれぞれ意見交換を行うものとする。

なお、内部統制システムの運用状況については、上記基本方針に基づき評価を行った結果、業務の実情に応じて諸手続きの見直しが行われており、基本方針に基づいて適切に内部統制システムが整備・運用されていることを確認しております。その概要は次の通りとなります。

- ① 取締役会は、法令及び社内規定に従って、重要な業務執行を決議によって内定し、各取締役の業務執行状況及び当社及び子会社の業績について、それぞれ報告を受けております。また、このような決定や報告を含めた重要情報は、権限と責任のある部署で適切に保持し、記録し、管理され、法令若しくは金融商品取引所の適時開示規則に従い、又は株主や投資家の適切な投資判断に有用であると会社が判断した場合に、適正な開示を行うように努めております。
- ② 監査役は、代表取締役、及び業務執行取締役、会計監査人と定期的な意見交換を行っており、監査を実施するに当たっては、内部監査室とも緊密な連携を図り、実効性のある監査役監査の実施に努めております。
- ③ 代表取締役社長に直属する内部監査室は、年間の監査基本計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、監査結果及び改善に向けて提言を代表取締役社長、及び関連する取締役、該当する部門や部署の責任者、監査役会に報告しております。
- ④ 金融商品取引法が求めている財務報告の適正性を確保するための内部統制については、財務報告の適正性と信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮して取締役会の決議によって定めた評価範囲に対し、内部統制評価を実施しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,932,149	流 動 負 債	4,039,779
現 金 及 び 預 金	4,631,575	買 掛 金	238,953
売 掛 金	315,636	1年内償還予定の社債	200,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,403,073	1年内返済予定の長期借入金	2,322,846
前 渡 金	108,329	未 払 金	551,470
そ の 他	473,779	未 払 費 用	240,024
貸 倒 引 当 金	△245	未 払 法 人 税 等	36,000
固 定 資 産	14,643,340	未 払 消 費 税 等	23,858
有 形 固 定 資 産	11,926,019	前 受 金	335,491
建 物 及 び 構 築 物	6,752,458	そ の 他	91,134
機械装置及び運搬具	26,829	固 定 負 債	9,961,906
工具、器具及び備品	1,039,235	社 債	700,000
土 地	757,062	転換社債型新株予約権付社債	1,999,984
リ ー ス 資 産	223,524	長 期 借 入 金	6,622,048
建 設 仮 勘 定	3,126,908	リ ー ス 債 務	194,778
無 形 固 定 資 産	32,398	資 産 除 去 債 務	395,787
投資その他の資産	2,684,921	そ の 他	49,309
投 資 有 価 証 券	41,162	負 債 合 計	14,001,686
繰 延 税 金 資 産	174,667	純 資 産 の 部	
敷 金 及 び 保 証 金	1,364,647	株 主 資 本	7,400,267
長 期 未 収 入 金	943,951	資 本 金	1,213,540
そ の 他	181,992	資 本 剰 余 金	2,408,920
貸 倒 引 当 金	△21,500	利 益 剰 余 金	6,568,935
繰 延 資 産	16,794	自 己 株 式	△2,791,128
社 債 発 行 費	16,794	その他の包括利益累計額	79,835
		為替換算調整勘定	79,835
		新 株 予 約 権	110,494
		純 資 産 合 計	7,590,596
資 産 合 計	21,592,283	負 債 及 び 純 資 産 合 計	21,592,283

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,887,175
売上原価	4,240,980
売上総利益	5,646,195
販売費及び一般管理費	5,670,285
営業損失	24,090
営業外収益	61,932
受取利息	6,040
為替差益	1,685
協賛金収入	10,288
業務委託料収入	9,484
受取補償金	10,875
その他	23,558
営業外費用	77,294
支払利息	42,867
社債利息	10,005
コミットメントファイ	17,709
その他	6,710
経常損失	39,451
特別利益	12,672
固定資産売却益	11,786
新株予約権戻入益	885
特別損失	2,019,822
減損損失	1,975,721
関係会社株式評価損	38,837
固定資産売却損	5,263
税金等調整前当期純損失	2,046,601
法人税、住民税及び事業税	27,067
法人税等調整額	△119,947
当期純損失	1,953,721
親会社株主に帰属する当期純損失	1,953,721

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年4月1日から）
（2020年3月31日まで）

（単位：千円）

残高及び変動事由	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,213,540	2,408,920	8,652,178	△2,791,128	9,483,510
当期変動額					
剰余金の配当			△129,521		△129,521
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,953,721		△1,953,721
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	-	△2,083,243	-	△2,083,243
当期末残高	1,213,540	2,408,920	6,568,935	△2,791,128	7,400,267

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	82,501	82,501	89,238	9,655,251
当期変動額				
剰余金の配当				△129,521
親会社株主に帰属する当期純損失				△1,953,721
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,666	△2,666	21,255	18,589
当期変動額合計	△2,666	△2,666	21,255	△2,064,654
当期末残高	79,835	79,835	110,494	7,590,596

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- | | |
|------------|------------------------------|
| ① 連結子会社の数 | 1 社 |
| ② 連結子会社の名称 | HIRAMATSU EUROPE EXPORT SARL |

(2) 非連結子会社の状況

- | | |
|----------------|---|
| ① 非連結子会社の名称 | イーリス・ブラーナ株式会社 |
| ② 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

- | | |
|---------------|--|
| ① 会社等の名称 | イーリス・ブラーナ株式会社 |
| ・ 非連結子会社 | |
| ② 持分法を適用しない理由 | 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。 |

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

- | | |
|-----------|---|
| ・ 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法により評価しております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）。 |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法による原価法により評価しております。 |

② たな卸資産

- | | |
|------------|---|
| ・ 食材（原材料） | 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。 |
| ・ ワイン（原材料） | 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。 |
| ・ 貯蔵品 | 先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。 |

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|--|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 3年から50年
機械装置及び運搬具 2年から5年
工具、器具及び備品 2年から20年 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法を採用しております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
- (3) 重要な引当金の計上基準
- | | |
|-------|--|
| 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
|-------|--|
- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- | | |
|-----------------------------|---|
| ① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 | 外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。 |
| ② 繰延資産の処理方法 | 社債発行費については社債の償還期間にわたり均等償却しております。 |
| ③ 消費税等の会計処理 | 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 |

(追加情報)

当社は、4月の政府による緊急事態宣言発出後は、政府及び地方自治体からの各種自粛要請を受け、全てのレストランを原則休業としております。これにより、当社グループの翌連結会計年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響が及んでおります。

このような状況の中、減損損失の計上や繰延税金資産の回収可能性等の検討においては、新型コロナウイルス感染症の収束時期を見通すことは困難であるものの、夏頃には収束に向かい、徐々に経済活動や外食需要が回復し、秋頃には新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響が解消されるものとみております。

なお、当該感染症の収束に更に時間を要する場合は、当社グループの翌連結会計年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に更なる影響が及ぶ可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,705,318千円
2. 財務制限条項

以下の長期借入金（シンジケートローン契約を含む）及び転換社債型新株予約権付社債には財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合には、契約上の全ての債務の返済についての期限の利益の喪失を債権者より請求される可能性があります。

（１）コミット型シンジケートローン（2020年３月31日現在 借入残高900,000千円）

①各年度末の連結貸借対照表における純資産額を、2018年３月期末の連結貸借対照表における純資産額の75%、又は直前の年度末の連結貸借対照表における純資産額の75%のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

②各年度の連結損益計算書における経常損益を２期連続して損失としないこと。

（２）金銭消費貸借契約（2020年３月31日現在 借入残高500,000千円）

①各年度末の連結貸借対照表における純資産額を直前の年度末の連結貸借対照表における純資産額の75%以上に維持すること。

②各年度の連結損益計算書における経常損益を２期連続して損失としないこと。

（３）転換社債型新株予約権付社債（2020年３月31日現在 社債残高1,999,984千円）

①各年度末の単体又は連結貸借対照表における純資産額を直前の年度末の単体又は連結貸借対照表における純資産額の75%以上に維持すること。

②各年度の単体又は連結損益計算書における営業損益を２期連続して損失としないこと。

なお、当社は、当連結会計年度末における連結純資産の金額が一定水準を下回ったことにより、上記のシンジケートローン契約における財務制限条項に抵触している状況にありますが、金融機関からは期限の利益喪失の権利行使を行わないことについて承諾を得ております。

(連結損益計算書に関する注記)

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1)減損損失を認識した資産グループの概要

用途	場所	種類
店 舗 設 備	東京都港区	建物等
店 舗 設 備	東京都中央区	建物等
店 舗 設 備	福岡市博多区	建物等
店 舗 設 備	奈良県奈良市	建物等
店 舗 設 備	札幌市中央区	建物等
宿 泊 設 備	三重県志摩市	建物等
店 舗 設 備	フランス パリ	建物等

(2)減損損失の認識に至った経緯

過去にリブランドや改装を実施した店舗などのうち、当初の計画通りの適正な収益が確保できていない店舗について、第3四半期において投資簿価の将来の回収可能性を現在進めている構造改革を踏まえて検討した結果、8店舗について減損損失を計上するとともに、繰延税金資産の取り崩しを行いました。これに加えて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛及びイベント等の中止要請の影響を受け、多くの婚礼延期やパーティ、法人接待など多数のキャンセルが発生したことにより収益性の悪化した資産グループについて、当連結会計年度末において、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3)減損損失の金額と種類ごとの内訳

種類	金額
建 物 及 び 構 築 物	1,584,197千円
土 地	157,379千円
その他(有形固定資産)	223,992千円
無 形 固 定 資 産	6,314千円
そ の 他	3,837千円
合 計	1,975,721千円

(4)資産のグルーピング方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基礎としグルーピングしております。

(5)回収可能価額の算定方法

当社グループは資産グループの回収可能価額を使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.72%～2.79%で割り引いて算定しております。なお、閉店の意思決定を行った店舗については、回収可能価額をゼロとしております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1.当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	48,604,200株	一株	一株	48,604,200株

2.自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	5,430,239株	一株	一株	5,430,239株

3. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	129,521千円	3.00円	2019年3月31日	2019年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入や社債発行）しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するため必要に応じて利用を検討しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされておりますが、債権与信管理規程に従ってリスクの低減を図っております。

投資有価証券は、価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、一部外貨建のものについては為替の変動リスクにさらされておりますが、当該営業債務は金額が少ないためリスクは僅少であります。

借入金及び社債（転換社債型新株予約権付社債を含む。以下同様）は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入期間又は償還日は最長で決算日後10年であります。このうち一部は、支払金利の変動リスクにさらされております。

営業債務や借入金、社債は流動リスクにさらされておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,631,575	4,631,575	—
(2) 売掛金	315,636	315,636	—
(3) 長期未収入金（1年内回収予定のものを含む） 貸倒引当金(*1)	1,101,026 △1,500		
	1,099,526	1,103,183	3,657
資産計	6,046,738	6,050,395	3,657
(1) 買掛金	238,953	238,953	—
(2) 社債（1年内償還予定のものを含む）	900,000	898,374	△1,625
(3) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	8,944,894	8,887,526	△57,367
(4) 転換社債型新株予約権付社債	1,999,984	1,980,498	△19,485
負債計	12,083,831	12,005,353	△78,478
デリバティブ取引	—	—	—

(*1) 長期未収入金に個別で計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期未収入金（1年内回収予定のものを含む）

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債（1年内償還予定のものを含む）、(3) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）、

(4) 転換社債型新株予約権付社債

変動金利によるものは、短期で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

当連結会計年度末において該当取引はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	41,162
敷金及び保証金	1,364,647

非上場株式については、市場価格がなく、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。また、敷金及び保証金については、市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 173円25銭 |
| 2. 1 株当たり当期純損失 | 45円25銭 |

(重要な後発事象に関する注記)
(資金の借入)

1. 当社は、2020年4月28日開催の取締役会決議に基づき、以下の資金調達を行うことを決議いたしました。なお、当該決議に基づき下表のように資金調達を実行しております。

借入先	株式会社 三菱UFJ銀行	株式会社 三菱UFJ銀行	株式会社 みずほ銀行	三井住友信託銀行 株式会社	株式会社 都銀
当座貸越極度額	500,000千円 (※1)	400,000千円 (※2)	500,000千円 (※2)	400,000千円 (※2)	300,000千円 (※1)
借入実行額	—	—	—	200,000千円	—
借入金利	基準金利 ＋スプレッド	基準金利 ＋スプレッド	基準金利 ＋スプレッド	基準金利 ＋スプレッド	基準金利 ＋スプレッド
返済条件	期限一括返済	期限一括返済	期限一括返済	期限一括返済	期限一括返済
資金使途	運転資金	運転資金	運転資金	運転資金	運転資金
借入実行日	—	—	—	2020年4月30日	—
返済期限	—	—	—	2020年5月29日	—
担保等	無担保、無保証	無担保、無保証	無担保、無保証	無担保、無保証	無担保、無保証

(※1) 2020年4月に当座貸越契約を締結しております。

(※2) 2020年3月末時点で既に当座貸越契約を締結しております。

2. 当社は、2020年5月15日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり当座貸越契約を締結いたしました。

借入先	株式会社 三井住友銀行
当座貸越極度額	600,000千円
借入実行額	—
借入金利	基準金利 ＋スプレッド
返済条件	期限一括返済
資金使途	運転資金
借入実行日	—
返済期限	—
担保等	無担保、無保証

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2020年5月28日開催の当社取締役会において、報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年6月26日開催予定の当社第38期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしました。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と

共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

（２）本制度の導入条件

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。当社の取締役の報酬等の額は、2000年12月22日開催の当社第18期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし使用人分の給与は含まない。）として、また、2016年6月24日開催の当社第34期定時株主総会及び、2017年6月23日開催の当社第35期定期株主総会において、いずれも別途の報酬枠として、当社の取締役に割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する具体的な内容及び算定方法につき、それぞれご承認をいただいておりますが、今般、当社は、経営体制の刷新とともに、株式報酬制度の見直しを行うこととし、本株主総会では、新経営体制における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額200,000千円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。また、本議案を本株主総会でご承認いただいた場合、上記の別途の報酬枠であるストック・オプションとしての新株予約権に関する具体的な内容及び算定方法の定めをいずれも廃止することとし、当該報酬枠に基づくストック・オプションとしての新株予約権の発行は今後新たに行わないものといたします。

また、本制度に基づき割り当てる譲渡制限付株式は、自己株式を利用する予定です。

２．本制度の概要

（１）譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記（３）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

（２）譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数2,000,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

（３）譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、３年間から５年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

②譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び使用人に対し、割り当てる予定です。

(ストック・オプション (新株予約権) の一部消却)

当社は、2020年5月28日開催の取締役会において、当社が2017年2月23日及び2018年4月13日に発行を決議いたしましたストック・オプション (新株予約権) の一部を無償で取得し、これを消却することを決議いたしました。

1. 一部消却の対象となる新株予約権の内容

株式会社ひらまつ第4回新株予約権

株主総会決議日	2016年6月24日
取締役会決議日	2017年2月23日
新株予約権の残存個数 (株数)	3,770個 (377,000株)
新株予約権の行使価額	新株予約権1個当たり 68,100円 株式1株当たり (行使価額) 681円
消却する新株予約権の個数 (株数)	2,390個 (239,000株)
消却後の新株予約権の個数 (株数)	1,380個 (138,000株)

(注) 2017年7月11日付及び同年8月10日付で自己株式処分の払込金額が決定したことに伴い、新株予約権の行使価額が調整されております。

株式会社ひらまつ第5回新株予約権

株主総会決議日	2017年6月23日
取締役会決議日	2018年4月13日
新株予約権の残存個数 (株数)	5,280個 (528,000株)
新株予約権の行使価額	新株予約権1個当たり 51,600円 株式1株当たり (行使価額) 516円
消却する新株予約権の個数 (株数)	2,360個 (236,000株)
消却後の新株予約権の個数 (株数)	2,920個 (292,000株)

(注) 2020年3月31日における内容を記載しております。

2. 新株予約権の一部消却の理由

当該新株予約権は、当社グループの業績向上に対するインセンティブを高めることを目的として発行されたものでありますが、今般、経営責任の一環として、取締役、執行役員及び監査役から、保有している第4回及び第5回新株予約権を自主的に放棄したい旨の申し出があり、当該放棄された新株予約権を当社が無償で取得し、これを消却するため新株予約権の一部が消滅するものであります。

3. 新株予約権の消却日

2020年5月31日

4. 損益への影響額

本件に伴い、2021年3月期(第39期)において、新株予約権戻入益63,571千円を特別利益に計上する見込みであります。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,097,245	流 動 負 債	4,051,781
現 金 及 び 預 金	4,550,793	買 掛 金	253,601
売 掛 金	297,939	1年内償還予定の社債	200,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,653,147	1年内返済予定の長期借入金	2,322,846
前 渡 金	122,376	未 払 金	551,470
前 払 費 用	123,725	未 払 費 用	238,572
そ の 他	349,509	未 払 法 人 税 等	36,000
貸 倒 引 当 金	△245	未 払 消 費 税 等	23,858
固 定 資 産	14,697,173	前 受 金	335,314
有 形 固 定 資 産	11,920,623	そ の 他	90,118
建 物 及 び 構 築 物	6,752,458	固 定 負 債	9,961,906
車 両 運 搬 具	26,829	社 債	700,000
工具、器具及び備品	1,033,840	転換社債型新株予約権付社債	1,999,984
土 地	757,062	長 期 借 入 金	6,622,048
リ ー ス 資 産	223,524	リ ー ス 債 務	194,778
建 設 仮 勘 定	3,126,908	資 産 除 去 債 務	395,787
無 形 固 定 資 産	32,398	そ の 他	49,309
商 標 権	3,298	負 債 合 計	14,013,688
ソ フ ト ウ ェ ア	28,383	純 資 産 の 部	
電 話 加 入 権	717	株 主 資 本	7,687,030
投資その他の資産	2,744,150	資 本 金	1,213,540
関 係 会 社 株 式	104,437	資 本 剰 余 金	2,408,920
繰 延 税 金 資 産	174,667	資 本 準 備 金	1,004,750
敷 金 及 び 保 証 金	1,360,601	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,404,170
長 期 未 収 入 金	943,951	利 益 剰 余 金	6,855,698
そ の 他	181,992	利 益 準 備 金	7,402
貸 倒 引 当 金	△21,500	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,848,295
繰 延 資 産	16,794	繰 越 利 益 剰 余 金	6,848,295
社 債 発 行 費	16,794	自 己 株 式	△2,791,128
		新 株 予 約 権	110,494
		純 資 産 合 計	7,797,524
資 産 合 計	21,811,213	負 債 及 び 純 資 産 合 計	21,811,213

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,841,606
売上原価	4,224,871
売上総利益	5,616,734
販売費及び一般管理費	5,629,853
営業損失	13,118
営業外収益	58,391
受取利息	6,040
為替差益	621
協賛金収入	10,288
業務委託料収入	9,484
受取補償金	10,875
その他	21,081
営業外費用	76,794
支払利息	42,867
社債利息	10,005
コミットメントファイ	17,709
その他	6,211
経常損失	31,521
特別利益	12,672
固定資産売却益	11,786
新株予約権戻入益	885
特別損失	2,048,515
減損損失	1,930,050
関係会社株式評価損	113,202
固定資産売却損	5,263
税引前当期純損失	2,067,365
法人税、住民税及び事業税	27,067
法人税等調整額	△119,947
当期純損失	1,974,485

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,213,540	1,004,750	1,404,170	2,408,920	7,402	8,952,302	8,959,705
当期変動額							
剰余金の配当				-		△129,521	△129,521
当期純損失				-		△1,974,485	△1,974,485
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-			-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△2,104,007	△2,104,007
当期末残高	1,213,540	1,004,750	1,404,170	2,408,920	7,402	6,848,295	6,855,698

残高及び変動事由	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△2,791,128	9,791,037	89,238	9,880,276
当期変動額				
剰余金の配当		△129,521		△129,521
当期純損失		△1,974,485		△1,974,485
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	21,255	21,255
当期変動額合計	-	△2,104,007	21,255	△2,082,751
当期末残高	△2,791,128	7,687,030	110,494	7,797,524

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法により評価しております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)。

・時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) たな卸資産

① 食材(原材料)

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

② ワイン(原材料)

個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

③ 貯蔵品

先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年から50年

車両運搬具 2年から5年

工具、器具及び備品 2年から20年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。ただし、社内利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

(4) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 繰延資産の処理方法

社債発行費については社債の償還期間にわたり均等償却しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

当社は、4月の政府による緊急事態宣言発出後は、政府及び地方自治体からの各種自粛要請を受け、全てのレストランを原則休業としております。これにより、当社の翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響が及んでおります。

このような状況の中、減損損失の計上や繰延税金資産の回収可能性等の検討においては、新型コロナウイルス感染症の収束時期を見通すことは困難であるものの、夏頃には収束に向かい、徐々に経済活動や外食需要が回復し、秋頃には新型コロナウイルス感染症による当社への影響が解消されるもの

とみております。

なお、当該感染症の収束に更に時間を要する場合は、当社の翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に更なる影響が及ぶ可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,721,155千円
2. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
 短期金銭債権 ー千円
 短期金銭債務 18,724千円
3. 財務制限条項
 (連結貸借対照表に関する注記) 2.財務制限条項参照

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高
 仕入高 272,015千円
 販売費及び一般管理費 9,500千円

2. 以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1)減損損失を認識した資産グループの概要

用途	場所	種類
店 舗 設 備	東京都港区	建物等
店 舗 設 備	東京都中央区	建物等
店 舗 設 備	福岡市博多区	建物等
店 舗 設 備	奈良県奈良市	建物等
店 舗 設 備	札幌市中央区	建物等
宿 泊 設 備	三重県志摩市	建物等

(2)減損損失の認識に至った経緯

過去にリブランドや改装を実施した店舗などのうち、当初の計画通りの適正な収益が確保できていない店舗について、第3四半期において投資簿価の将来の回収可能性を現在進めている構造改革を踏まえて検討した結果、8店舗について減損損失を計上するとともに、繰延税金資産の取り崩しを行いました。これに加えて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛及びイベント等の中止要請の影響を受け、多くの婚礼延期やパーティ、法人接待など多数のキャンセルが発生したことにより収益性の悪化した資産グループについて、当事業年度末において、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3)減損損失の金額と種類ごとの内訳

種類	金額
建 物 及 び 構 築 物	1,542,639千円
土 地	157,379千円
その他(有形固定資産)	223,717千円
無 形 固 定 資 産	6,314千円
合 計	1,930,050千円

(4)資産のグルーピング方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基礎としグルーピングしております。

(5)回収可能価額の算定方法

当社グループは資産グループの回収可能価額を使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.72%～2.79%で割引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	5,430,239株	-株	-株	5,430,239株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	6,658千円
未払事業税	7,328千円
未払事業所税	4,230千円
資産除去債務	99,510千円
固定資産減損損失	590,981千円
関係会社株式評価損	93,255千円
その他	34,963千円
繰延税金資産小計	836,929千円
評価性引当額	△586,217千円
繰延税金資産合計	250,711千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する費用	△76,044千円
繰延税金負債合計	△76,044千円

繰延税金資産の純額	174,667千円
-----------	-----------

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社

種類	会社等の 名称	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	HIRAMATSU EUROPE EXPORT SARL	328,996	飲食材の輸出入 レストランの運営	(所有) 直接 100	兼任 1名	食材及び備品の仕入	食材及び備品の仕入 (注2)	272,015	前渡金	122,376
									買掛金	18,724

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 食材及び備品の仕入については、市場実勢価格に基づいて決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称 又は氏名	議決権 等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容		取引金額 (千円)	科目	期末残 高 (千円)
主要株主（個人）が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 ひらまつ 総合研究所	なし	業務委託 商品の販売 出向等	不動産 の転貸	賃貸料の受入 (注2)	92,640	流動資産 その他	7,720
					預り保証金 (注2)	-	固定負債 その他	37,100
				ワイン販売（注3）		11,616	売掛金	693
				店舗譲渡対価の回収（注4）		143,985	流動資産 その他	170,164
							長期未収入金	942,451
				店舗譲渡対価に係る利息の 受取（注4）		5,923	流動資産 その他	5,923
				業務委 託費の 支払 (注6)	ホテルの設計に 係るコンサルテ ィング料	440,200	未払金	165,808
					ホテルの開発・ 運営に係るコン サルティング料	108,000		
					研修費	130,575		
					レストランの運 営に係るコンサル ティング料	57,138	未払費用	56,561
				出向料の受取（注7）		195,566	流動資産 その他	9,903
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 ヌカガ・ ファイン アート	なし	固定資産の 購入・譲渡	固定資産の購入 (注5)		10,425	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注2) 原契約である当社の賃貸借契約内容に基づき、同条件で転貸借契約を締結しております。
- (注3) 一般の取引先と同様の取引条件によっております。
- (注4) 収益化に時間を要している2店舗について、将来にわたる経済合理性と人材育成の重要性に鑑み、当社と共に人材育成を担う当該取引先へ譲渡したものであります。譲渡価額については、独立する第三者の鑑定を参考にし、両者協議の上決定しております。なお、譲渡代金については、2027年3月までの分割回収とし、金利条件は市場金利を勘案し合理的に決定しております。
- (注5) 独立する第三者の鑑定もしくは市場価格を参考にし、両者協議の上決定しております。
- (注6) 一般の取引条件を勘案し当社が提示した見積価格を参考に、両社協議の上決定しております。
- (注7) 社員の出向に対する出向料は、出向元の給与を基準とし、両者協議の上決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	178円05銭
2. 1 株当たり当期純損失	45円73銭

(重要な後発事象に関する注記)

(資金の借入)

当社は、2020年4月28日開催の取締役会決議に基づき、資金調達を行うことを決議し、当該決議に基づき資金調達を実行しております。また、2020年5月15日開催の取締役会決議に基づき、当座貸越契約を締結いたしました。

詳細につきましては、「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2020年5月28日開催の当社取締役会において、報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年6月26日開催予定の当社第38期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしました。

詳細につきましては、「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

(ストック・オプション（新株予約権）の一部消却)

当社は、2020年5月28日開催の取締役会において、当社が2017年2月23日及び2018年4月13日に発行を決議いたしましたストック・オプション（新株予約権）の一部を無償で取得し、これを消却することを決議いたしました。

詳細につきましては、「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

株式会社ひらまつ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 清水 栄一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北澄 裕和 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ひらまつの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ひらまつ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 追加情報に記載されているとおり、会社グループは、4月の政府による緊急事態宣言発出後は、全てのレストランを原則休業としており、翌連結会計年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響が及んでいる。
2. 追加情報に記載されているとおり、会社グループは、新型コロナウイルス感染症は夏頃には収束に向かい、秋頃には会社グループへの影響が解消されるものとみているが、当該感染症の収束に更に時間を要する場合は、会社グループの翌連結会計年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に更なる影響が及ぶ可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

株式会社ひらまつ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 清水 栄一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北澄 裕和 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ひらまつの2019年4月1日から2020年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 追加情報に記載されているとおり、会社は、4月の政府による緊急事態宣言発出後は、全てのレストランを原則休業としており、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響が及んでいる。
2. 追加情報に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症は夏頃には収束に向かい、秋頃には会社への影響が解消されるものとみているが、当該感染症の収束に更に時間を要する場合は、会社の翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に更なる影響が及ぶ可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

株式会社ひらまつ 監査役会

監査役（常勤） 鈴木 保 夫 ㊞

監 査 役 唐 澤 洋 ㊞

監 査 役 岩 田 美知行 ㊞

（注）監査役唐澤洋及び岩田美知行は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
1	えんどう ひさし 遠 藤 久 (1960年 7 月 2 日 生)	1984年 4 月 日本マクドナルド株式会社入社 2007年 9 月 同社 営業本部本部長 執行役員 2008年 9 月 同社 店舗開発本部本部長 執行役員 2011年 7 月 同社 直営営業本部ゼネラルマネージャー 2012年 3 月 株式会社すかいらくオペレーション本部 本部長執行役員 2014年 2 月 株式会社スイートスタイル 代表取締役社長 2018年 4 月 株式会社エムアイフードスタイル 代表取締役社長執行役員 2020年 3 月 同社 代表取締役社長執行役員 退任 株式会社ウィルウェイ 代表取締役社長 (現任) 株式会社ユニコーン・パートナーズ 最高顧問 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社ウィルウェイ 代表取締役社長 株式会社ユニコーン・パートナーズ 最高顧問	一株
2	なか たに かず のり 中 谷 一 則 (1970年 3 月 25 日 生)	1989年12月 東洋レストラン株式会社 (レストラン・レザンジュ) 入社 1994年 7 月 有限会社ひらまつ亭 (現当社) 入社 2007年10月 当社執行役員 2013年12月 当社取締役兼執行役員 2014年 6 月 当社取締役 (現任)	49,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
3	きた じま ひで き 北 島 英 樹 (1967 年 4 月 9 日 生)	1990年 4 月 株式会社三和銀行 入行 1992年 4 月 待山会計事務所 入所 1998年 5 月 タリーズコーヒージャパン株式会社 出 向 1998年12月 タリーズコーヒージャパン株式会社 入 社 管理本部長 1999年 6 月 同社 取締役管理本部長 2005年11月 同社 代表取締役社長 2006年10月 同社 取締役副社長 2007年 7 月 ピープル・バリュウ株式会社 設立 2019年 4 月 イートアンド株式会社 執行役員	一株
4	くま がい しんたろう 熊 谷 信太郎 (1956年 5 月 8 日 生)	1987年 4 月 弁護士登録 1992年 3 月 風間・畑・熊谷法律事務所開設 1992年12月 当社顧問弁護士 1994年 3 月 熊谷信太郎法律事務所（現熊谷綜合法律 事務所）開設 2010年12月 当社取締役（現任） [重要な兼職の状況] 熊谷綜合法律事務所 所長	一株
5	くす もと まさ ゆき 楠 本 正 幸 (1955年 8 月 19 日 生)	1979年 4 月 日本電信電話公社入社 1982年10月 パリ・ラ・ヴィレット建築大学院入学 1985年 9 月 同上修了、フランス政府公認建築家資格 取得 2011年 6 月 NTT都市開発株式会社 取締役 商業事業 推進部長 2014年 7 月 同社取締役 商業事業部長、グローバル 事業部長 2015年 6 月 同社常務取締役 商業ビジネス担当、グ ローバルビジネス担当 2015年10月 同社常務取締役 商業事業本部長商業事業本部 ホテル・ リゾート事業部長、デザイン戦略室長、 グローバルビジネス担当 2016年 6 月 同社常務取締役 商業事業本部長、 CDO (Chief Design Officer) 2017年 6 月 同社代表取締役副社長 CDO (Chief Design Officer)（現任） 2019年 6 月 当社社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] NTT都市開発株式会社 代表取締役副社長 CDO UDホスピタリティマネジメント株式会社 代表取締役社 長 NTTアーバンソリューションズ株式会社 取締役副社長	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
6	ふ る か わ の り あ つ 古 川 徳 厚 (1981 年 5 月 1 日 生)	2007年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 2010年7月 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合（現株式会社アドバンテッジパートナーズ）入社 2014年12月 株式会社ビクセラ 社外取締役 2016年10月 株式会社エムビーキッチン 社外取締役（現任） 2016年10月 J-FOODS HONG KONG LIMITED DIRECTOR 2018年1月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 出向 2018年1月 同社 取締役/プリンスパル（現任） 2019年6月 株式会社Eストアー 社外取締役（現任） 2019年10月 当社社外取締役（現任） 2020年3月 アークランドサービスホールディングス株式会社 社外取締役 日本パワーファスニング株式会社 社外取締役 [重要な兼職の状況] アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 取締役/プリンスパル 株式会社エムビーキッチン 社外取締役 株式会社Eストアー 社外取締役 アークランドサービスホールディングス株式会社 社外取締役 日本パワーファスニング株式会社 社外取締役	一株

なお、各候補者の選任理由は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	選 任 理 由
1	社内	えん どう ひさし 遠 藤 久 (新任)	1984年に日本マクドナルド株式会社に入社し、店舗営業、スーパーバイザー、オペレーションマネージャーとしてチェーン店マネジメントに従事。2001年より4年間、米国イリノイ州にてフランチャイズ運営と本社グローバルシステム構築に携わった後、同社執行役員に就任。その後、2012年、ベイン・キャピタル・パートナーズ・ジャパン傘下の株式会社すかいらーくに入社。執行役員としてオペレーション戦略を推進しスタンダード化、プロセス改善、生産性向上による売り上げ改善、人材育成カリキュラム開発・推進による早期退職率の半減など組織強化に取り組み多くの実績を残しました。その後もスクラッチバイカー「麻布十番モンタボー」や高品質スーパーマーケット「クイーンズ伊勢丹」などの再建にも取り組むなど一貫して飲食店、食品小売の多店舗展開事業におけるブランド価値の再構築と人材育成および組織強化を主体とした事業再生に携わって来ております。このような経歴から、当社が直面する経営課題に対して適切に対処し、当社の持続的な成長と企業価値の向上に着実に資するものと考え、新たな取締役候補者いたしました。
2	社内	なか たに かず のり 中 谷 一 則 (再任)	1994年の入社以来、主に調理関連業務に従事し、2014年より取締役として調理関連業務及び店舗運営全般を統括しております。豊富な業務経験を持ち、調理に関する高い専門技術や知識、レストラン企業の経営全般、及び管理・運営業務に関する知見を有しており、各店舗の運営状況を熟知しております。レストラン企業として、品質や顧客満足度の追求と、経営戦略の実現をはかるとともに、各店舗の監督を行うに適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者 番 号		氏 名	選 任 理 由
3	社内	きた じま ひで き 北 島 英 樹 (新任)	1990年に株式会社三和銀行に入行し、融資業務に従事。その後参画した会計事務所にて経理指導及び税務指導先であったタリーズコーヒージャパン株式会社設立に寄与し、同社に出向後、管理本部長として入社。1999年には、同社の取締役管理本部長に就任し、2001年7月にはナスダックジャパン市場に株式上場を果たしました。2005年には同社の代表取締役社長に就任し、2007年に同社を退社して以降は、主として飲食・小売業への、財務リストラチャリングを中心とする経営および管理部門のコンサルティング業務に従事するなど、長きにわたり飲食業界での経営経験を積んでまいりました。このような経歴から、当社が直面する経営課題に対して適切に対処し、当社の持続的な成長ならびにスムーズな事業承継の確立および実行を推進する新経営体制の一員として、企業価値の向上に着実に資するものと考え、新たな取締役候補者いたしました。
4	社外	くま がい しんたろう 熊 谷 信 太 郎 (再任)	社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しております。創業当時から、の当社理念を深く理解し、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけたものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって9年6ヶ月となります。
5	社外	くす もと まさ ゆき 楠 本 正 幸 (再任)	NTT都市開発株式会社において、代表取締役副社長CDOとして経営者の経験と実績を有しており、2015年の同社との資本業務提携以降、THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTSブランドの4つのホテルを共同で開発して参りました。今後のホテル事業拡張に向け、開発フェーズにおける建築設計、事業性評価等の強化や、コーポレートガバナンスの強化に貢献いただけたと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年となります。

候補者 番 号		氏 名	選 任 理 由
6	社外	ふるかわ のりあつ 古 川 徳 厚 (再任)	大手コンサルティング会社での経験や、小売業界を中心とする様々な投資先に対する全社戦略、生産性改善などを代表とする豊富な経営助言実績から、当社に対して適切なアドバイスが期待できることに加え、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社との事業提携契約に基づく計画を早急に推進し、着実に実行することで当社の業績向上を目指すに際し、現経営陣を補完し、引き続き経営体制を強化するのに適任であるという理由から、社外取締役候補者といいました。同氏が社外取締役に就任してから年数は、本総会終結の時をもって8ヶ月となります。

- (注)
1. 熊谷信太郎氏、楠本正幸氏、及び古川徳厚氏は、社外取締役候補者であります。
 2. 楠本正幸氏は、NTT都市開発株式会社の代表取締役副社長CDOを兼任し、当社は2015年に同社と締結した資本業務提携以降、複数のホテル共同開発の実績があります。
 3. 古川徳厚氏は、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社の取締役を兼任し、当社は同社と事業提携契約の締結及び、同社がサービスを提供するファンドに対し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を割当てしております。
 4. 各社外取締役候補者が就任された場合には、当社は各社外取締役との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。
 5. 熊谷信太郎氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出を行う予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

常勤監査役 鈴木保夫氏が、辞任されることになったため、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、鈴木保夫氏は引き続き当社の内部監査機能の充実のため貢献いたします。

なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時となる2022年3月期の定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
桑 原 清 幸 (1972年1月18日生)	1995年6月 アンダーセンコンサルティング(現アクセンチュア株式会社)入社 1997年11月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2017年12月 桑原清幸会計事務所 代表(現任) 2018年4月 東北大学大学院経済学研究科 教授 2020年3月 同大学 任期満了により退任	一株

候補者 番 号		氏 名	選 任 理 由
1	社外	桑 原 清 幸 (新任)	桑原清幸氏は、アクセンチュア株式会社(旧アンダーセンコンサルティング)を経て、EY新日本有限責任監査法人(旧太田昭和監査法人)に20年間在籍し、上場企業や公開準備会社の監査・アドバイザリー業務に従事しました。会社経営に関与したことはありませんが、東北大学大学院教授として監査・会計分野に関する教育・研究を行った経験を有するなど、公認会計士・税理士として会計、税務、監査に関する十分な経験と知見を有していることから、当社監査役として適任であると判断し、監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 桑原清幸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 桑原清幸氏は、常勤監査役候補者であります。
3. 同氏からは、本議案をご承認いただくことを条件に、監査役就任の承諾を得ております。
4. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出を行う予定であります。
5. 桑原清幸氏が就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2000年12月22日開催の当社第18期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし使用人分の給与は含まない。）として、また、2016年6月24日開催の当社第34期定時株主総会及び、2017年6月23日開催の当社第35期定時株主総会において、いずれも別途の報酬枠として、当社取締役に割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する具体的な内容及び算定方法につき、それぞれご承認をいただいておりますが、今般、当社は、経営体制の刷新とともに、株式報酬制度の見直しを行うこととし、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることとしたいと存じます。

つきましては、当社の新経営体制における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額200,000千円以内として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、新経営体制における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本議案を本株主総会でご承認いただいた場合、ストック・オプションとしての新株予約権に関する具体的な内容及び算定方法の定めをいずれも廃止することとし、当該報酬枠に基づくストック・オプションとしての新株予約権の発行は今後新たに行わないものといたします。

また、第1号議案のご承認が得られた場合、取締役は6名（うち社外取締役3名）でも同様となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議

の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役（特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数2,000,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。)

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び使用人に対し、割り当てる予定です。

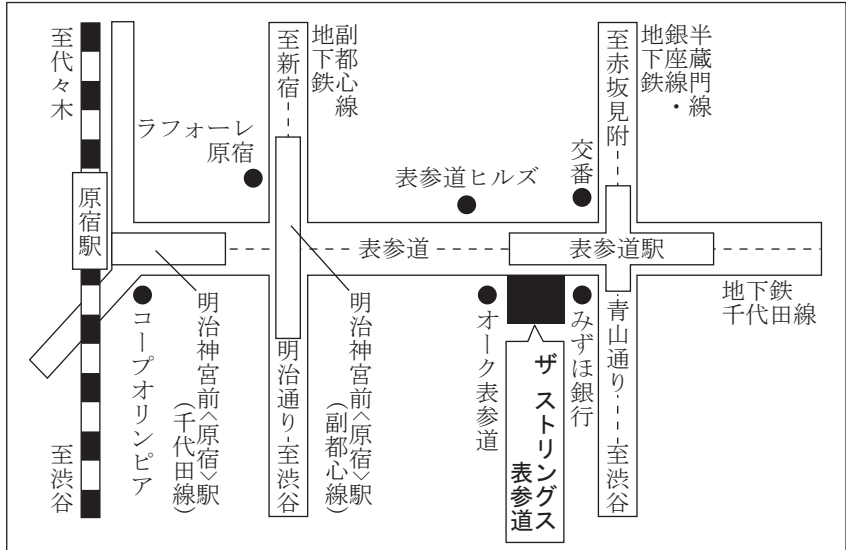
以 上

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

会場ご案内図

会場 東京都港区北青山三丁目6番8号
ザ ストリングス 表参道
電話 (03) 5778-4186



交通のご案内

- ・地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線表参道駅B 5 出口直結
- ・地下鉄副都心線明治神宮前(原宿)駅徒歩10分
- ・J R山手線原宿駅徒歩15分

* 本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承ください。よろしくお願い申し上げます。

* 駐車場の準備はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。